

(2) 法務・資格分野

① 資格制度全般

【問題意識】

経済社会が複雑化、高度化する中で、国民が諸活動を行う際に情報の偏在に伴ういわゆる情報の非対称性を可及的に除去し、国民の権利・自由と安全・安心の確保、取引の適正化等をはかるため、厳格な法的規律に服させる資格制度が設けられており、これを国民が利用することにより一定の質が確保されたサービスの提供を受けられることになっている。

資格制度の歴史は古く、資格者である個人を基点とする制度設計となっており、利用者保護に資するよう厳格な規制が設けられているが、それぞれの制度創設当時から年月の経過とともに大きく経済社会が変化する中で、従来は妥当であった規制も制度を硬直させる要因となり、却って新たな弊害を生み出す側面があることも否定できない。時代の要請に応じた専門的かつ総合的なサービスを国民に提供するため、従来からの資格者個人を中心とする業務形態からの転換も視野にいたした制度の見直しが必要である。

また、特に業務独占資格については、業務の独占、合格者数の事実上の制限、受験資格要件などの規制が設けられることで新規参入が抑制され、資格制度そのものが各種業務サービスの需給調整機能を果たす結果、市場における競争が制限される環境を生み、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害されるおそれがある。このため、業務独占資格については、有資格者でないときできない業務範囲を可能な限り限定し、隣接職種 of 資格者にも取り扱わせることが合理的と認められる業務については、他の職種の参入も認めるなど、資格者の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図る必要がある。

このような認識の下、これまでの規制改革の取組方針も踏まえつつ、事前規制型から事後チェック型の社会への転換を進める中で、資格制度が果たす役割は重要であり、各資格制度の所管省庁は、自らが所管する資格制度が健全に発展するように常に資格者団体や資格者に支援を行う一方、単に現行制度の維持や資格者の既存権益の保護に腐心するような弊害を排し、実際にサービスを利用する国民の視点にたち、利便性や提供されるサービスの向上が図られるよう資格制度の見直しを推進するべきである。

② 資格者法人の設立要件緩和

【問題意識】

資格者法人制度は、利用者への継続的かつ安定的なサービスの提供、専門化・高度化する顧客ニーズに対応した総合的サービスの提供、賠償責任能力の強化などの観点から、近年各資格制度において導入が図られ資格者法人数は年々増加しているものの、資格者数から見ると必ずしも現在の法人設立数は多くないのが現状である。

これまでのように、ただ単に、個人事業として資格者個人の倫理感や責任感等に依拠するような視点だけではなく、顧客に損害を与えた場合の損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入、財務諸表等の法人情報を公開するなど顧客保護に資する措置を講じた上で、資格者法人の設立要件の緩和を行い、個人事務所を中心とする業務形態だけではなく、事務所の法人化や大規模化も容易に選択できるようにする中で、資格者が提供するサービスの専門化・高度化、ワンストップサービス化など、ビジネスモデルの近代化により国民の利便性を向上させていく必要があると考えられる。

【具体的施策】

ア 一人法人制度の創設

資格者法人を設立するためには、資格を有する社員が少なくとも二人以上必要とされ、弁護士法人を除いて一人法人の設立は認められておらず、資格者の大部分が個人事務所形態で業務を実施している状況である。

資格者法人制度（弁護士法人制度を除く）は、複数の社員が共同して、業務を分業し、専門化することで利用者に対する質の高い多様なサービスの提供を可能とすること、担当者が疾病や事故により業務を行うことが困難になった状況などにおいて、他の社員が代わって業務を行うことで安定的なサービスを提供できるようにすることを主たる目的としており、二人以上の社員をもって設立するものとするのがこうした制度導入の趣旨にかなうと考えられる。

一人法人制度については、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じること、②専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、③賠償責任能力の強化につながらないことなどのデメリットがあるとの指摘がある。

その一方で、①事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ、資格者が業務を廃業等する場合に他の資格者への業務の引継が容易になるとも考えられること、②将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化を促進することが可能となること、③法人化により社会的な信用力が増し資金調達が可能になることなどのメリットがあるとの見解もある。

また、一人法人制度の創設により顧客に損害を与えた場合に責任能力が希薄化するとの指摘もあるが、その代替措置として損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入等を義務付けることにより十分に対応することが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体、土地家屋調査士団体からは、資格者社員が一人の場合においても法人設立ができるよう、設立要件を緩和して欲しいとの意見も示されており、国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、一人法人制度の創設について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。**【平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論】**

イ 資格者法人社員の無限連帯責任の見直し

資格者事務所の法人化や大規模化が進まない主な原因の一つとして、社員全員

に無限連帯責任が課されていることが挙げられる。これは、業務が専門化、複雑化する中で、資格者法人の大規模化や業務の総合化を進めようとしても、社員の無限連帯責任制度の下では、自らが直接関与せず認識もない他の社員に起因する業務上の責任を連帯して負わされることへの懸念から生ずるものと考えられる。

そこで、弁護士法人や特許業務法人においては、社員の役割分担を明確にし、特定事件について社員を指定した場合には、当該指定社員のみが無限責任を負う無限連帯責任に限定をかける指定社員無限責任制度が導入されている。また、監査法人においては、平成19年に公認会計士法(昭和23年法律第103号)が改正され、社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態をとることも可能となっている。

無限連帯責任を見直し有限責任を認めた場合、賠償責任能力の強化につながらないため、資格者法人制度設立当初の趣旨に反するのではないかと、顧客保護の観点から問題ではないかとの指摘がある。その一方で、有限責任化の代替措置として顧客に損害を与えた場合の損害賠償請求の履行を担保するために必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入など顧客保護に資する措置を講ずることにより、弊害を取り除くことが可能であるとの見解もある。

行政書士団体、司法書士団体、社会保険労務士団体からは、無限連帯責任の見直しを求める意見も示されており、国民のニーズや利便性の向上を図る観点から、必要な原資の供託や職業賠償責任保険加入などの負担を前提とした有限責任制度を導入することについての資格者団体の意見や、国民のニーズ、各資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人社員が有限責任も選択できるよう無限連帯責任の見直しについて、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。**【平成20年度以降検討、可能な限り早期に結論】**

ウ 資格者法人の社員資格の拡大

資格者法人の社員については、監査法人の場合を除いて有資格者でなければならないとされているが、社員資格を資格者以外にも拡大することにより、資格者法人への出資の可能性を拡げ経営基盤の拡充を図ることが可能になるとともに、各資格者法人が大規模化を図ったり、他士業の資格者と共同で多様なサービスを総合的に提供するワンストップ業務等を展開する場合も想定されるところであり、国民に良質で多様なサービスを提供するためには、法人社員として幅広い人材を迎えることは有意義であるとの見解もある。

一方、資格者以外の者を社員とした場合に、資格者法人制度設立当初の趣旨に反し、①資格者の死亡時や廃業時における顧客への継続的な対応に問題が生じる

こと、②専門化・高度化する顧客のニーズに対応した総合的なサービスの提供が困難となること、③無資格者による違法な業務が行われることなどのデメリットがあるとの指摘がある。

その一方で、現行の制度化においても各種資格者が集まり共同で事務を設置しワンストップサービスを展開する事例は多数存在し、その様な場合に特に違法な業務が頻繁に行われるような弊害も特段見当たらない状況であり、各資格者を監督する所管官庁が連携を図り懲戒権の行使や刑事告発を適切に行うことによりこの問題への対応は可能であるとの見解もある。

国民の利便性の向上を図る観点から、国民のニーズや資格者の業務の実態等を踏まえつつ、資格者法人の社員資格の拡大について、メリットとデメリットの双方を十分に勘案しつつ検討を進め、可能な限り早期に結論を得るべきである。**【平成 20 年度以降検討、可能な限り早期に結論】**

③ 業務範囲の見直し

【問題意識】

業務独占資格については当該業務サービスに係る競争が制限される弊害があるため、有資格者でないとできない業務範囲を可能な限り限定し、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが合理的な業務については、当該業務を取り扱うことができる資格者を個別に認定したり、業務に必要な専門知識や能力を有することを確認するための能力担保措置を講じた上で他の職種の参入も認めるなど、資格者間の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図り、利用者である国民が多様なレベルの業務サービスの選択が可能となるように業務範囲の見直しに取り組むべきである。

特に、非弁護士の法律事件に関する法律事務の取扱い等を禁止する弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条との関係で業際問題が生じる場合が多く、隣接法律専門職種それぞれの業務内容や業務の実情、業務の専門性、当該業務と法律事務との関連性やその実績等を踏まえ、能力担保措置を講ずることも勘案し、弁護士以外の隣接法律専門職種の法律事務の取扱い可能範囲を更に拡大させることができないか検討するべきである。

【具体的施策】

ア 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）では、社会保険労務士による裁判外紛争解決手続が不調に終わり、簡易裁判所での訴訟手続に移行する場合に、社会保険労務士には訴訟代理権が認められていないため、代理人として当該訴訟に関与することはできず、依頼者の利便性を損ねるとの指摘もあることから、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について、平成19年度以降検討していくべきと提言されているところである。

特定社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務については平成19年4月に施行され、また、民間ADR機関におけるあっせん手続の代理業務については、平成20年6月に初めて社会保険労務士団体が厚生労働大臣による民間ADR機関の指定を受けたところである。

社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権の付与については、こうした状況を踏まえ、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等をも注視しつつ、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合い、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について実績等を見つつ検討すべきである。**【平成20年度以降検討】**

また、個別労働関係民事紛争の増加に伴い、個別労働問題に特化した紛争について、通常の裁判とは異なり労働審判官（裁判官）と労働審判員によって審理が行われ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決できる有効な紛争解決手段として労働審判制度が平成18年4月1日から施行されているところであり、社会保険労務士の労働審判の代理権の付与についても、併せて検討すべきである。

【平成20年度以降検討】

イ 隣接法律専門職種への行政不服審査の代理権の付与

行政不服審査法は、不服申立ての代理人の範囲を制限していないが、弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で不服申立事件を代理することを原則として禁止し、例外として、「他の法律に別段の定めがある場合」には代理を認めている。

具体的には、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士及び弁理士については、司法書士法（昭和25年法律第197号）、税理士法（昭和26年法律第

237号)、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)及び弁理士法(平成12年法律第49号)に当該「別段の定め」が置かれており、それぞれの業務に関する特定の事項に限って代理権が認められている。

しかしながら、弁護士は地域的にも都市部に偏在しており、そもそも弁護士が職務として行政不服審査にどの程度関与しているのかについては疑問であり、実際に行政不服申立を行おうとする国民が弁護士に依頼することは余り現実的であるとは考えられないとの指摘もある。

国民が利用しやすい簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済が図れるようにするためには、法令に関する専門的知識を有する弁護士以外の資格者に行政不服審査の代理権を付与することができないかについて検討すべきである。

(ア) 司法書士への行政不服審査の代理権の付与

法務大臣が必要な能力を有すると認定した司法書士は行政事件訴訟に関し裁判所に提出する書類の作成が可能で、簡易裁判所における訴訟代理権を有し、国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づく損害賠償請求事件を扱うことも可能であることを勘案すれば、登記や供託以外の分野の行政不服審査についても、不服申立書等の書類を作成し代理して不服申立等を行うことは十分可能であると考えるのが合理的であるとの見解もある。

また、違法・不当な行政によって権利侵害された利益の救済をできるだけ図ろうとするのが現在の潮流でもあり、その一環として国民の身近な街の法律家である司法書士が、行政不服審査に関与することが可能になれば、国民の利便性が向上するとの見解もある。

したがって、法務省は司法書士が行政不服審査手続に関与できるようになれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度となり、権利救済にも資するのではないかという問題意識を踏まえ、司法書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの弊害や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方を含み、関係機関とも連携を図り、司法書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討すべきである。【平成20年度以降検討】

(イ) 行政書士への行政不服審査の代理権の付与

行政書士に対する行政不服審査の代理権の付与について、行政書士の専門性を活用するという観点が必要である。

行政機関に提出する許認可等の申請書類の作成・提出を行い申請内容を熟知する行政書士が、依頼者の意向に基づきそれらに関わる行政不服審査申立も含め一貫して取り扱えるようになれば、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の利便性の向上が図られるとの見解もある。

他方、行政不服審査の手続は、裁判手続と同様に争訟手続の一つであり、かかる手続について代理権を付与するためには、当該手続において法的主張等を依頼者の立場に立って適切に展開する能力を有していることが前提となると考えられる。

したがって、総務省は国民に身近な行政書士が行政不服審査手続に関与できるようにすれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度になり、権利救済にも資するのではないかという問題意識を踏まえ、行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの必要性や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討すべきである。**【平成20年度以降検討】**

④ ADR法の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底

【問題意識】

事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が図られる中で、民事上の紛争について裁判によらずに当事者の合意に基づき迅速な解決を図る裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）が重要になってきたことを踏まえ、司法制度改革の一環として、紛争当事者が、公正な第三者の専門的知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）が制定され、平成19年4月から施行された。

ADR法では、民間事業者が行う調停、あっせんなどの和解を仲介する業務を対象に、当該業務が法で定める基準・要件に適合しているときに法務大臣が認証する制度が設けられており、認証された民間事業者の手続を利用した場合には、一定の要件の下に時効中断などの法的効果が認められるなど、民間事業者を活用し紛争の深刻化を防ぐとともに迅速かつ簡便な紛争解決の手段を提供するものであり、この制度が有効に機能することが求められるところである。

民間事業者がADR法上の紛争解決手続業務（以下「ADR業務」という。）について、法務大臣の認証を受ける場合に適合する必要がある要件の一つとして、「手続実施者が弁護士でない場合には、ADR業務の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」が求められる（ADR法第6条第5号）。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、「ADRに関する基本方針」及び「ADR法第6条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン」を策定し、隣接士業団体等のADRに協力する場合のスキームを定めているが、①当該隣接士業等の業務に密接に関連しその専門性が発揮できる範囲であること、②手続への弁護士の適切な関与、③機関運営への弁護士の適切な関与等を条件として、手続実施者、助言者、運営委員等を派遣して協力するとされ、ADR機関の取扱い業務範囲を限定したり、手続実施者の一員として弁護士が加わることを原則としている。

日弁連は、これによって各弁護士会や個々の弁護士を縛るものでないとの見解を示してはいるが、隣接士業団体等がADRの認証取得に必要な弁護士の助言措置についての相談窓口となるのは通常弁護士会であると考えられ、継続的かつ安定的な弁護士の助言措置を講じ、速やかに認証取得を得るためには弁護士会に協力を求め

ることが一番の近道とも言え、事実上この条件に従って協定を結ばざるを得ない立場となっており、法務大臣の認証を取得しようとするADR機関の自立性・多様性に著しい制約を課す内容となっている。

ADR法を所管する法務省も、弁護士の助言措置については弁護士会を介さずに個別の弁護士と契約する方式をとることが可能であることを認めているところであり、日弁連もこの趣旨を十分に踏まえ、隣接士業団体等が弁護士会を介さずに個別の弁護士と契約することについて容認することは当然のことであり、このことをもって隣接士業団体等に一切の不利益的な取扱いを行うべきではない。

また、日弁連からは隣接士業団体等が弁護士会との協定を結んだ場合に、別途個別の弁護士と契約を結び他の分野でADR業務を新たに行う場合には、協定を破棄する旨の見解が示されており、このような行為は不公正な取引方法を強いるもので競争政策上極めて問題がある。

ADR法は、民間事業者が手続実施者としてADRに関与することにより、国民に紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続を提供するものであり、制度を所管する法務省は、法務大臣の認証取得しADR業務に多くの団体が参画できるように、ADR法の適正な解釈・運用が行われるよう必要な措置を講ずるべきである。

【具体的施策】

ADR法を所管する法務省は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」（法務省大臣官房司法法制部平成18年6月20日制定）を策定し、ADR法第6条に規定する法務大臣の認証基準等について明確化を図っているところである。

しかしながら、当会議が士業団体から聴取したところによると、ADR法第6条第5号の「手続実施者が弁護士でない場合には、ADR業務の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」の要件をみたすためには、①日弁連が策定した「ADRに関する基本方針」及び「ADR法第6条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン」に基づき、弁護士会の推薦を介して助言を受ける弁護士を選定しなければならない、②どのような場合に法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに該当するののかについて、弁護士会の判断を仰がなければならない、③ADR業務の対象領域を確定するのに弁護士会と協議しなければならないなどと、同号の解釈について誤った理解に基づき認証取得に向けた準備を進めているのではないと思われる士業団体も見受けられた。

そこで、当会議において、法務省に対し、同号の解釈を改めて確認したところ、①助言措置を求める弁護士は弁護士会を介さずに個別の弁護士と契約する方式をとることが可能であること、②どのような場合に弁護士の助言措置を受けることが必要になるのかは、手続実施者が事項の性質、内容等に応じて予め定めた基準や判断手順に基づき客観的に判断するものであること、③ADR業務の対象領域の確定は弁護士会が行うものではないことが示された。

このように、ADR法第6条第5号の「弁護士の助言措置」の要件の理解に関し、申請者等の混乱も見受けられることから、法務省は、法務大臣の認証を取得してADR業務に多くの団体が参画できるように、引き続き、認証制度の周知に努めるとともに、各士業団体、弁護士会を含む機関・団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際には、ADR法第6条に定められた認証の基準等の正確な理解を得られるよう、適切なADR法の解釈を周知するとともに認証にかかわる手続き及び認証を受けたADR業務が適正に行われるようにすべきである。【平成20年度実施】

⑤ 法曹人口の拡大等

【問題意識】

法曹人口の拡大に関しては、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされている。法曹サービスの質的向上のためには、その担い手である法曹資格者の増加等を通じマーケットが活性化され、競争による創意工夫が不断に行われることが不可欠である。国民が利用しやすくその多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度を確立するためにも、法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要であるとの視点に立ち、あるべき法曹人口については、3,000 人という数字に囚われず、社会的要請等を十分に勘案しながら法曹資格者の増大により、このような要請に応えていくべきである。

一方、司法試験の合格者の増加に伴って弁護士を中心とする法曹の就職難が生じていることや平成 19 年度実施された司法修習生考試（二回試験）で現行 60 期及び新第 60 期のいずれにおいても、70 名を超える不合格者が発生している状況などを捉え、法曹人口の拡大に伴う質の低下を懸念する議論も出ている。

しかしながら、司法制度改革を担う人的基盤の整備ははまだ途についたばかりともいえ、弁護士の地域的偏在や複雑化・高度化する専門領域での紛争への対応、法曹としての特権意識の改革など、法曹が国民に一層身近で、親しみやすく、頼りがいのある「国民の社会生活上の医師」としての役割を果たすためには、法曹の質・量の拡充を引き続き行う必要がある。そのためにも、法科大学院の教育、司法試験、司法研修所の修習が有機的に連携するプロセス重視の法曹養成制度が効果的に機能することが不可欠である。

特に、法曹養成の中核を担う法科大学院は、従来の司法試験という点のみによる法曹選抜の弊害を改め、21 世紀にふさわしい資質と能力を有する法曹を養成する重要な役割を担って創設されたものであり、新しい法科大学院制度を総体としてみれば、司法制度改革で期待されている役割を果たすため、多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて遜色はないばかりか、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れていること、法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識を有していることなどが評価されている。

しかしながらその一方、法科大学院の認証評価結果、新司法試験結果、司法修習

生考試結果などを踏まえ、法科大学院修了者の中には、法律基本科目の基本的な知識・理解、論理的表現能力が不十分である者が見受けられたり、各法科大学院における法律実務基礎教育の内容にバラツキがあることなど、法科大学院の修了者の質が十分ではないとの指摘もあり、法科大学院教育の在り方が問われていることも確かである。

現在、文部科学省の中央教育審議会法科大学院特別委員会において、法科大学院教育の質の向上のために、入学者の質と多様性の確保、修了者の質の保証、教育体制の充実、質を重視した評価システムの構築に関する事項が審議されており、平成20年度末に改善方策が取りまとめられることになっている。

法科大学院は実務法曹教育の品質保証のための教育プロセスの一つの手段であり、修了者に授与される法務博士という専門職学位が、単に新司法試験の受験資格としての機能を果たすだけではなく、法科大学院での課程を通して形成される専門的学識やリーガルマインドを活かして社会の多様な分野で活躍できるにふさわしい品質を示すものとして社会的にも認知されるよう、修了者の質について確保すべき水準の明確化を図る必要がある。

また、法科大学院教育の見直しに当たっては、法科大学院が法曹の養成という公益的な役割を担うため、財政上の特別の支援や裁判官や検察官の派遣などの措置が講じられており、納税者たる国民に対する説明責任を果たす観点も踏まえ、法科大学院単位での教育の成果、成績評価や修了認定の基準、司法試験の結果を含めた進路等の情報のほか、法科大学院教員の質が学術論文等の研究成果等により客観的に検証できるようにするなど、法科大学院のパフォーマンスに関する客観的な情報が詳細に公表されることが重要である。それらの公開情報に対する評価を通じて、法科大学院相互の競争が行われ自発的な創意工夫による教育内容等の改善・向上が図られて行くのが本来のあるべき姿というべきである。

さらに、法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における修習が、法曹として必要な資質を備え、社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証することは、良質な法的サービスを必要とする国民にとって重大な関心事である。そのためには、法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における修習の相関関係が適正に分析・検証され、それらの結果が公表されるとともに、それぞれの法曹養成関係機関において法曹養成制度の改善のために有効に活用されることが極めて重要である。

相関関係の分析・検証は、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会で構成される5者協議会において行うこととされ、平成19年度にはパイロット調査の位置付けで、74校の法科大学院のうち自発的な協力を申し出た僅か6校のみを対象としたものであり、サンプルが少な過ぎるために全体的な動向

を十分に把握できなかつた難点がある。平成 20 年度以降は調査対象校の拡大を目指すとされているが、これまでの答申や 3 か年計画の趣旨を踏まえ、74 校の法科大学院の全数調査に向けた取組が必要であり、その途上における調査であっても、法科大学院又は在籍する学生を無作為抽出する方法等、少なくとも統計的データとしてはバイアスのかからない方法がとられるべきものである。

したがって、法務省及び文部科学省は、一部の法科大学院の学生等に偏った情報ではなく、すべての法科学院の学生の成績等の基礎的情報が個人情報保護に配慮した上で収集され、分析・検証を行う関係機関で共有されることが必要不可欠であることを十分認識し、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を速やかに得るべきである。

司法制度改革は、社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、その基礎となる司法の基本的制度が新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう、国民の視点から、これを抜本的に見直し、司法の機能を充実強化することが不可欠であるという考え方に基づきこれまで取り組まれてきたものである。

このような趣旨を踏まえ、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築するためには、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が養成されることが不可欠である。

そこで当会議は、これまでも縷々述べてきたように、プロセスとしての法曹養成制度の有機的な連携を確保する観点から、制度を担う法務省、文部科学省、法科大学院、日本弁護士連合会へのヒアリング等を通じて、それぞれの所管制度の実情や課題等について調査・審議を行ってきたところである。

その中で、プロセスとしての法曹養成制度の一翼を担う司法研修所における司法修習の実情を把握することも当然に必要なことから、制度を所管する最高裁判所に対して、①法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要であり、司法制度改革等を踏まえて創設された、法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育を有機的に連携させた制度が円滑に機能することが必要不可欠であること、②これを実現させるためには、法曹養成制度が法曹として必要な資質を涵養し、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしいものとなっているか否かを検証することが極めて重要であり、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比

較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表すべきであること、③プロセスとしての法曹養成制度を担う法科大学院を始めとする各関係機関から所管制度の実情や課題等について、ヒアリング等を通じて情報提供に協力いただいている旨を繰り返し伝えてきたところである。

また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（平成14年法律第139号）第3条第1項に規定される、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の推進を図る「国の責務」に関連する事項について、国民が利用しやすくその多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度の確立に向けた調査・審議のため、最高裁判所に対し司法修習の実情に関する事実の確認をお願いするものであり、最高裁判所としても国としての責務を負っていることを十分に考慮し、当会議のヒアリングのお願いに応じられるよう、平成20年8月末から12月に至るまで、文書や口頭で延べ5回にわたり最高裁判所に要請してきた。

しかしながら、最高裁判所は、①司法権の独立を理由に、行政サイドからの要請については最高裁判所がその必要性を認めない限り応じることはないこと、②法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方については、5者協議会において協議しており、その枠組みを離れて最高裁判所として意見を述べることは適当ではないこと、③司法研修所における司法修習の実情については、法務省を通じて、必要かつ相当な範囲で情報提供をすることなどを理由に当会議からのヒアリング要請に応じていない。

司法研修所における司法修習については、多額の国費が投入されて運営されている。したがって、司法制度を人的に支える法曹を養成する国家機関である司法研修の実情を国民に広く公開していくことは国家機関として適切な姿であるはずであり、情報公開がなされていないことは、国民に開かれた司法制度の構築を目指す司法制度改革の趣旨と矛盾するものとする。

法務省は、司法修習の実情について5者協議会等を通じて、対外的に必要な情報提供をしているものと承知しており、最高裁が情報公開をしていないということは全く事実と反すると主張するが、5者協議会の庶務を担当する法務省のホームページにおいて公開されている情報は、平成19年5月25日に開催された第1回協議会における協議会立ち上げの情報提供にとどまっており、その後どのような議論が5者協議会で行われているのか外部からは分からない状況にある。協議会の設立目的は、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することになっているが、司法修習の側面から法科大学院教育や司法試験との有機的な連携がどのように図られ

ているのかは不明であることから、当会議としては必ずしも十分な情報開示が行われているとは言えない状況にあると考える。

当会議からのヒアリングや情報提供の要請に対しては、規制改革会議令第5条第1項を前提とする限り、形式的には法的な義務とはなされていないものの、行政の円滑な遂行に資するよう適切に情報公開に努めるべきことは、同じ国家機関の一翼を担う以上、法定するまでもなく公的機関としての責務ともいうべきものであり、公的機関として適切な在り方であると考えます。

また、法務省は、行政機関である当会議が司法機関である裁判所の司法行政の在り方に介入することは三権分立・司法権の独立を定める憲法の趣旨に反するおそれがあり、我が国の憲法及び法制上、裁判所に行政機関に対する情報提供義務を課すことは極めて困難と解されると主張する。

しかしながら、司法権の独立の原則とは、組織としての司法権が立法権・行政権から独立しており、かつ、個々の裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使することと解される。言葉を換えて言えば、裁判官が裁判に当たって外部の圧力や干渉を受けずに公正無私の立場で職責を果たすことである。当会議が、最高裁判所に協力を求めているのは、個別の訴訟事案に関する情報提供ではなく、司法修習を支える事実に関する情報であり、司法権の独立の議論とは次元を異にするものである。

当会議は司法行政の在り方に介入する意図はなく、プロセスとしての法曹養成制度の有機的な連携の確保の在り方等制度運営にかかる行政の円滑な遂行を図る観点から調査審議を進めるため、当会議の要請に基づき情報提供いただいた法科大学院や日本弁護士連合会と同様に、司法修習を所管される最高裁判所に対しても任意の情報提供を求めるものであり、三権分立・司法権の独立に抵触することを意図しているものではない。

これまでの司法制度改革の趣旨を踏まえ、国民に開かれた司法制度として行くためにも、国民一般への適切な情報公開を進めていくことが重要であり、任意の情報開示が叶わないのであれば、司法権の独立を侵害しない範囲内で立法府の立法政策によって最高裁判所が適時適切に情報提供を行う仕組みや政府機関との適切な連携協力の下に事務の合理化、効率化を図るような枠組みを創設することを検討すべきである。

また、法曹資格者の資質の陶冶の観点から、資質を誘引する最も効果的な手段である司法試験については、実定法のさまざまな領域に関する資質を問うことができるよう、選択科目の追加・削除をするとともに、狭隘な解釈技術にとどまらず、広く法解釈や立法政策の社会経済的な影響を分析できる能力を涵養することが必要不可欠である。

予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格を取得する途を開くために設けられるもので、平成23年から実施されることになっており、受験資格の制限はなく予備試験に合格した者は、法科大学院修了者と同等の資格で新司法試験を受験することが可能となる。

予備試験の制度設計について、予備試験は試験という「点」によるチェックしかないため、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として位置づけられる法科大学院における教育との違いに留意しつつ慎重に進めるべきとの意見がある。一方、法科大学院の場合にも、その教育内容を十分に履修しているかどうかを判断するには、ある時点でのチェックという方式しかなく、結局評価については「点」によるものとならざるを得ないという意見もある。したがって予備試験の制度設計においては、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるなど、法科大学院卒業者と比べて、予備試験受験者が不利な扱いを受けることが極力生じないよう十分に留意する必要がある。

【具体的施策】

ア 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行うべきである。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努めるべきである。【平成 20 年度以降逐次実施】

イ 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努めるべきである。その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施すべきであり、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行ったうえでその結果を速やかに公表すべきである。【平成 20 年度以降継続的に実施】

ウ 新司法試験考査委員は司法試験委員会の推薦に基づき法務大臣により任命されるが、選定の公正性、透明性を確保するため、考査委員の職務が特定分野における非常に高度な専門的学識等を要求されることに鑑み、考査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにすべきである。

また、実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、考査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表すべきである。【平成 20 年度以降逐次検討・実施】

エ 法科大学院は、法曹の養成という役割を担う公共的な機関であることに鑑み、国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、各法科大学院の独自性

を損なわないような配慮を行った上で、例えば、法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針や基準、司法試験の結果等の把握できる範囲における進路等の情報、教員の研究業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進すべきである。【平成 20 年度以降逐次実施】

オ 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表すべきである。

その際、法科大学院の学生の成績等について個人情報保護に配慮したうえで、差し当たり統計的に有意な分析・検証が可能となるような十分なサンプル数が確保されることの意義を認識し、法曹養成の各プロセスを担う関係機関の連携協力を前提としつつ、分析・検証の対象数の拡大を目指すこととし、それを踏まえて、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を得るべきである。

また、その際、個別の法科大学院ごとの、法科大学院における成績の状況とそれに応じた司法試験の合格率等のデータが、個別の法科大学院から収集され、関係機関との連携・協力の下に、適切に調査・分析がされ、公表されるよう努めるべきである。【平成 20 年度以降逐次実施】

カ 法務省は、選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について必要なデータを適切に収集し、柔軟に検討のうえ、その結果に基づき速やかに措置すべきである。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証すべきである。【平成 20 年度以降逐次検討、21 年度措置】

キ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定すべきである。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも

配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行うべきである。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行うべきである。

したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきである。

【平成 20 年度以降逐次検討・実施】

また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じたうえで、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置すべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにすべきである。【平成 22 年 11 月末措置】

⑥ 民法（債権法）の改正について

【問題意識】

権利義務関係など私人間の法律関係を規律する私法は、最も基本的な法律群であるが、民間の事業活動の視点等から見た場合、こうした私法における強行規定は、私人に対してその適用が強制される規定であることから、規制的影響を及ぼすものと言える。

私法の中でも、特に我が国の民法は明治29年に制定されて以来、110年が経過しており、時代の変遷の中で、国民の諸活動に対して現条文では対応しきれず、判例等を参考にした運用による対応が多くなっており、法改正により透明性を高める必要があるとの指摘もあり、民法学界の有志による民法（債権法）の抜本改正の準備作業として、改正の基本方針（改正試案）を作成することを目的に、「民法（債権法）改正検討委員会」（以下「改正検討委員会」という。）が設立され、法務省も職員が事務局長に就任するほか多くの職員が関与して、多岐にわたる詳細な検討が行われており、平成21年3月には取りまとめられる予定とのことである。

当会議では、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において19年度措置事項とされた、民法の改正に関する法務省の作業状況等についてフォローアップを行ったが、法務省は準備的研究の段階が続いているとした上で改正検討委員会における検討状況について、委員会のホームページで閲覧可能であることのみを示し、委員会における議論や論点、それを踏まえた法務省としての見解も何ら明らかになっていない。

法務省は、各界における議論の内容や収集した関連資料等の情報について、国民への説明責任が全うされるようポイント等も整理した上で、できる限り国民に対して逐次情報を公開するべきである。

【具体的施策】

民法（債権法）の改正に関する事項については、法務省自らが責任をもって、検討を行い、法務省における検討内容並びにその関連する資料等について、迅速かつ適切に情報公開を行うべきである。

また、特に、民法の債権編については、電子化などの社会情勢の変化により、法の条文どおりでの対応が難しく、判例等を参考にした運用における対応が多くなるとともに、強行規定については、過度に規制的でないかという視点からの時代に合わせた見直しも必要となってきたところである。

そこで、民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があることから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む見直しにむけた作業を実施すべきである。**【平成 21 年度措置】**

⑦ 会社法制の継続的見直しについて

【問題意識】

当会議の前々身の会議体である総合規制改革会議では、商法典の表記を片仮名・文語体から平仮名・口語体に改めることや商法本体とは別の有限会社法に基づく有限会社の見直しにより利用者に分かりやすい法制を実現すること、経済情勢の変化の早さに対応して短期間に多数回行われた商法改正を踏まえ会社法制全体の整合性を図るべきこと、経済成長の原動力となる起業の促進を図るため、株式会社に関する最低資本金規制を抜本的見直すべきことなどを含め、会社法制の現代化を図るべきである旨の提言を行った。

その後、最低資本金制度、機関設計、合併等の組織再編行為に係る規律の見直し等、会社に関係する各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しが行われるとともに、商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編・統合した会社法（平成17年法律第86号）が創設され、平成18年5月に施行されたところである。

これにより、会社法制の各種規制の見直しが図られ、経済成長の原動力となる起業の容易化、合併・買収等の対価の柔軟化、株式・新株予約権・社債制度の見直しによる資金調達の円滑化等が図られ、活発な企業活動に資する法整備が措置されたところである。

会社法制は企業の経済活動の基本的なインフラである以上、今後とも引き続き適宜の見直しを行うべきであり、企業を取り巻く環境の日々の変化を踏まえた上で、国内の状況だけでなくグローバルな環境変化にも対応し、我が国における経済の活性化と企業の競争力の一層の向上を意識したものであることが極めて重要である。

【具体的施策】

急速に高齢化し成熟化する社会経済情勢の下、加速する国際化の中で我が国の企業の国際競争力を高め、経済成長力の維持・強化を図るためにも、企業活動を支える重要なインフラである会社法制の適宜の見直しを引き続き行う必要があるとの認識に立ち、会社法施行後の企業実務における運用実態を踏まえつつ、株式・新株予約権に関する制度の更なる整備、会社の合併・買収の迅速・効率化に資する制度の整備等について、現行の会社法制の問題点を整理するとともに改善に向けた検討を行い、その成果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。その際、強行規定によって規律すべき範囲や程度についてもそれを必要十分な範囲に限る観点から検討を行うべきである。【平成 20 年度以降検討、措置】

⑧ その他

ア 外国人登録原票記載事項証明書の職務上の交付を請求することができる者の 範囲の拡大について

【問題意識】

外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づく現行の外国人登録制度は、在留外国人の公正な管理に資することを目的としており、住民基本台帳制度又は戸籍制度のように、一般社会生活上の身分関係・居住関係の公証を法律上の目的としていない。したがって、外国人の同一人性の確認の見地から、外国人登録原票には戸籍や住民基本台帳には記載されない職業関係の事項を始め、写真、署名等が記載されていることから、原則として非開示とされ、外国人登録原票記載事項証明書を職務上交付請求できる者は弁護士や簡易裁判所における訴訟代理権を有する司法書士に限られている。

しかしながら、外国人登録原票記載事項証明書は日本人にとっての戸籍謄本や住民票と同じような役割を有し、在留外国人が社会生活を行う上で、身分関係や居住関係を証明するものであり、在留外国人の依頼を受けた行政書士等の資格者が帰化申請を始めとする様々な行政上の諸手続を行う際に、戸籍謄本や住民票の場合と同様に外国人登録原票記載事項証明書の職務上の請求を行うことができるようにすることが、在留外国人の利便にも資することになる。

現在、新たな在留管理制度の創設が検討されるとともに、行政サービスの提供を通じて外国人住民の利便の増進にも資するよう、外国人登録事務を処理する市区町村が、外国人について住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法に在留する外国人の台帳制度の検討が進められているところである。

よって、以下の措置を講ずるべきである。

【具体的施策】

(ア) 外国人登録原票記載事項証明書の職務上の交付を請求することができる者の 範囲の拡大

現在検討が進められ、遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案を提出することとされる新たな在留管理制度の創設とあわせて、住民基本台帳制度も参考とした適法な在留外国人の台帳制度の検討が行われているが、当該制度において行政書士等の資格者が職務上の請求を行えるようにすることについて検討すべきである。【平成 21 年度中に結論】

イ 上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの行政書士の参画

【問題意識】

上陸審査にあたり、入国審査官が条件に適合すると認定しなかった外国人は、特別審理官に引き渡され口頭審理を受ける（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第9条第5項、第10条）。この口頭審理に当たっては、代理人をたてること及び親族又は知人の1人が立ち会うことが認められている。しかし、通常は、対象となる外国人、親類等が手続きを十分に理解していないことが想定されるため、迅速かつ適切な手続きのためには、専門知識を持った者が外国人をサポートする必要がある。

これに対し、法務省は「上陸審判・違反審判への行政書士の参加について」（「平成20年7月3日法務省入国管理局審判課長事務連絡」）により、行政書士が代理人となることは弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に抵触することを理由とし、立会いについては行政書士の業務として法定されていないことを理由として、認められないとした。しかし、このような場合に代理人となることが行政書士に許されないと考えると、行政書士に「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を認めた行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定が空文化するおそれがある。また、行政書士資格を持っている者が、行政書士の法定業務以外のことを行うのは禁止されていないため、行政書士の業としてでなければ立会いは認められるが、上記事務連絡により、行政書士資格者は立会いが一切できないような誤解を生んでいる。

よって、以下の措置を採るべきである。

【具体的施策】

(ア) 上陸口頭審理手続において、行政書士が外国人を代理することの容認

上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法第 72 条によって規律されることとなるが、申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法第 1 条の 3 第 1 項第 1 号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知すべきである。【平成 20 年度措置】

(イ) 上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続における行政書士の立会いの容認

そもそも、立会いには何の資格も要求されず、出入国管理及び難民認定法第 10 条第 4 項（第 48 条第 5 項で準用する場合を含む。）の「親族又は知人」に該当する場合には立会いをすることが認められている。

よって、行政書士が、出入国管理及び難民認定法第 10 条第 4 項（第 48 条第 5 項で準用する場合を含む。）の「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えがないことを関係者に周知すべきである。【平成 20 年度措置】

ウ 会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化の容認

【問題意識】

会社法（平成 17 年法律第 86 号）により、会社を代表する取締役・社員等の住所は、登記の記載事項とされており、誰でも閲覧可能である。一方、公開されている情報から住所を調べ、不適切な行動がとられることが現に発生しており、個人のプライバシー保護の観点だけでなく、生命・身体の安全のために、住所を非公開にする必要性は高まっている。このままでは、自衛策から、実際に住んでいないところを住所として登記したり、詳細の住所を登記しないような対策が行われたりするおそれがあり、登記の目的に反する状況となりかねない。よって、登記に当たって取締役等の住所を法務局に届け出るが、公開しない仕組みを導入することにより、これらの懸念を払拭するべきである。

【具体的施策】

(ア) 会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化の容認

会社を代表する取締役・社員等の住所につき、法務局への届出は行うが、訴訟手続き等正当な目的のための開示を除き、非公開にすることを選択できる等の措置について検討すべきである。**【平成 21 年度検討開始、可能な限り早期に結論】**

エ 犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化

【問題意識】

手口が複雑かつ巧妙化するマネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策を抜本的に強化するために、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）が創設され本年3月から全面施行された。これに基づき、司法書士、行政書士等の資格者（資格者法人を含む。）が特定事業者として位置付けられ、特定業務（特定事業者ごとに定められた一定業務）を行う場合には、顧客との取引記録等の作成・保存が義務付けられ、特定取引（特定業務のうち一定の取引）を行う場合には、本人確認、本人確認記録の作成・保存が義務付けられている。

例えば、会社の設立を行う場合には、特定事業者である行政書士が定款を作成し、司法書士が会社設立登記を行うなど、一連の手續に複数の資格者が関与することになるが、会社の設立は特定取引に該当するため、各資格者はそれぞれが本人確認を行わなければならない、業務を依頼した顧客は逐一本人確認に必ず必要が生じ非常に手續が煩雑化する状況に陥っており、本人確認手續の簡素化を図る必要があるとの指摘がなされている。

一方、犯罪収益移転防止法を所管する警察庁により、現行制度上、特定事業者が、手續の省力化等のために、本人確認業務を他の特定事業者に委託することは可能との見解が示されているところである。よって、以下の措置を講ずるべきである。

【具体的措置】

(ア) 犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化

本人確認業務を他の特定事業者へ委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪収益移転防止法を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知を受けた省庁等は、資格者団体等に周知するべきである。【平成 20 年度措置】